

平成十四年環境省令第二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十九号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)の全部を改正する省令を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(希少鳥獣)

第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。

(指定管理鳥獣)

第一条の三 法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、Ursus thibetanus(ツキノワグマ)、Ursus arctos(ツキノワグマ)、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群、Sus scrofa(イノシシ)及びCervus nippon(ニホンジカ)とする。

(法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわな)

第二条 法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。

(法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわな)

第二条 法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。

(狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

第四条 削除  
(許可を受けなければならぬ捕獲等の目的)  
法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。  
一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

二 愛玩のための飼養  
三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止  
四 鵜飼漁業への利用  
五 伝統的な祭礼行事等への利用  
六 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的  
(鳥獣の保護繁殖に重大な支障がある網又はわな)

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面(以下この条において「證明書」という。)を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、證明書を添えなくてよい。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量

三 捕獲等又は採取等の目的、期間、区域及び方法

四 捕獲等又は採取等をした後の処置

五 学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法

六 愛玩のための飼養を目的として、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合にあつては、申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量並びに申請者が申請日以前五年の間に愛玩のための飼養を目的として法第九条第一項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量

七 次に掲げる場所、特定獣具使用禁止区域、特定獣具使用制限区域又は獣区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨

八 狩猟免許を申請者(法人にあつては、捕獲等に從事する者)が現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日

九 獣器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該獣器の所持について申請者(法人にあつては、捕獲等に從事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)第五条第二項に定める人命救助等に從事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面

二 獣器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面

三 可証若しくは従事者証が滅失した事情

四 許可証の交付を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

五 許可証の交付を受けた法人は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があつたときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

六 許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第十項の申請をした場合は、この限りでない。

七 許可証の交付を受けた法人は、従事者証を亡失した者があるときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知

ニ 公道  
一 自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)第二十二条第一項の特別保護地区  
ホ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
ト 全地域  
チ 墓地  
ト 社寺境内  
八 狩猟免許を申請者(法人にあつては、捕獲等に從事する者)が現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日

九 獣器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該獣器の所持について申請者(法人にあつては、捕獲等に從事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)第五条第二項に定める人命救助等に從事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面

二 獣器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面

三 可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証の交付を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

四 許可証の交付を受けた法人は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があつたときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

五 法第九条第三項第四号の環境省令で定める区域は、第一項第七号ト及びチに掲げる区域とする。

六 法第九条第七項の許可証の様式は、様式第一のどおりとする。

七 法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を

環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

二 捕獲等又は採取等に係る許可証の番号

三 捕獲等又は採取等に從事する者の住所、氏名、職業及び生年月日

四 法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二のとおりとする。

五 法第九条第八項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

三 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

四 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

ロ 休獣区

事に届け出なければならない。ただし、第十項の申請をした場合は、この限りでない。

15 許可証又は従事者証は、法第九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第四号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

16 法第九条第一項の環境省令で定める獣具は、網、わな及びつりばり又はとりもちは使用した獣具とする。

17 法第九条第二項の環境省令で定める獣具は、許可証に記載された環境大臣又は都道府県知事名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獸又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類とする。

18 法第九条第三項の規定による報告は、鳥獸の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、そ

標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。

19 法第九条第十三項の規定による報告は、鳥獸の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした鳥類の卵の捕獲等をした鳥獸又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

(生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域) (捕獲等をする期間)

第九条 法第十二条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域とす

る。

| 区域  | 北海道以外の区域  | 北海道  | 区域                            | 対象狩猟鳥獸 |
|---|---|--|-------------------------------|--------|
| (対象狩猟鳥獸の捕獲等の禁止又は制限)<br>第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獸ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区 | (対象狩猟鳥獸の捕獲等の禁止又は制限)<br>第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獸ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区 | 日から翌年二月末日まで  | 狩猟鳥獸の捕獲等をする期間                 |        |
| 北海道の区域  | 北海道の区域  | 毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで<br>(獵区の区域内においては、毎年九月十五日から翌年二月末日まで) | 第九条 法第十二条第一項の環境大臣が定める捕獲等をする期間 |        |
| 十一年和五月四日で四年和九月十五日まで   | 十年和五月四日で四年和九月十五日まで  | 北海道の区域   | 区域                            |        |

域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

| 対象狩猟鳥獸                       | 捕獲等を禁止する区域                                      | 捕獲等をする区域  | 間をすける期止                       |
|------------------------------|---|---|-------------------------------|
| (シマリス)<br>T am i a s c u s s | (ツキノワグマ)<br>U r s u s t h i b e t a n u s s     | (ツキノワグマ)<br>H y p o c o l o p i e s o t i s a m a u r i | (ヤマドリ)<br>S y r m a t i c u s |
| 北海道の区域                       | 県、香川県、愛媛県、高知県の区域<br>島根県、山口県、徳島県<br>三重県、奈良県、和歌山県 | 東京都小笠原村、島根県奄美市及び大鹿郡並びに沖縄県の区域                            | 全国の区域(S y r m a t i c u s)    |
| 十年和五月四日で四年和九月十五日まで           | 四年和九月十五日まで                                      | 四年和九月十五日まで  | 四年和九月十五日まで                    |

2 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限す

る捕獲等の数の一 日当たりの上限は、獵区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟

| 対象狩猟鳥獸   | 捕獲等をする方法  | 捕獲等をする方法   | 捕獲等をする方法                                     |
|--|---|--|--|
| (ノウサギ)<br>L e p u s b r a ch y u r u s   | 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法   | 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法 | 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法 |
| 3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する獵法は、次に掲げる獵法とする。<br>一 L e p u s t i m i d u s<br>二 ギ 及び L e p u s b r a ch y u r u s | 五 装薬銃であるライフル銃(U r s u s a r c t o s (ヒグマ)、U r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)、S us s c r o f a (イノシシ)及びC e r v u s r u s s n i p p o n (ニホンジカ)にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る)を使用する方法 | 六 空気散弾銃を使用する方法   | 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法                         |

八 鳥類並びにU r s u s a r c t o s (ヒグマ)及びU r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)の捕獲等をため、わなを使用する方法

|                                       |  |  |                     |
|---------------------------------------|--|--|---------------------|
| (クロガモ)<br>S co lo p a x r u s t i c o | 九 S u s s c r o f a (イノシシ)及びC e r v u s n i p p o n (ニホンジカ)の捕獲等をため、くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る)、おし又はとらばさみを使用する方法 | 十 U r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)、U r s u s a r c t o s (ヒグマ)、U r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)及びG a l l i n a g o (タシ羽) | 十一 おし又はとらばさみを使用する方法 |
| 合計して五羽                                | 五羽   | 五百羽  | 五百羽                 |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 十一 つりばり又はとりもちは使用する方法   | 十二 矢を使用する方法                                  | 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獸の   | (ノウサギ)以外の対象狩猟鳥獸の捕獲等をすることによっては、網を使用する方法(人が操作する方法を除く)。   |
| 一 L e p u s t i m i d u s<br>二 ギ 及び L e p u s b r a ch y u r u s   | 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法 | 五 装薬銃であるライフル銃(U r s u s a r c t o s (ヒグマ)、U r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)及びC e r v u s n i p p o n (ニホンジカ)にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る)を使用する方法 | 六 空気散弾銃を使用する方法   |
| 3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する獵法は、次に掲げる獵法とする。<br>一 L e p u s t i m i d u s<br>二 ギ 及び L e p u s b r a ch y u r u s | 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法                         | 八 鳥類並びにU r s u s a r c t o s (ヒグマ)及びU r s u s t h i b e t a n u s (ツキノワグマ)の捕獲等をため、わなを使用する方法   | 九 S u s s c r o f a (イノシシ)及びC e r v u s n i p p o n (ニホンジカ)の捕獲等をため、くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る)、おし又はとらばさみを使用する方法 |

動きを止め若しくは鈍らせ、法定獵法以外の方法により捕獲等をする方法  
**十四 キジ笛を使用する方法**  
**十五 Syrmaticus soemmerinius colchicus (ヤマドリ) 及び Phasianus colchicus (キジ) の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法**  
 (捕獲等の禁止等)

**第十一條 都道府県知事は、法第十二条第二項及び第三項の規定による対象狩猟鳥獸の捕獲等の禁止若しくは制限(以下この条において「捕獲等の禁止等」という。)又はその内容の変更を行おうとする場合はその内容を記載した届出書を、捕獲等の禁止等の廢止をしようとする場合はその旨を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。**

**第十二条** 都道府県知事は、法第十二条第三項の承認を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事に承認の申請を提出して行うものとする。

(対象狩猟鳥獸の捕獲等の承認の申請等)

**第十三条の二** 法第十二条第三項の規定による制限は、当該制限を行う区域の名称及び期間並びに承認する者の数を定めて行うものとする。

**第十二条** 法第十二条第三項の承認を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事に承認の申請を提出して行うものとする。

**第十三条の三** 前項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、狩猟者登録証の写しを添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日  
 二 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獸の種類  
 三 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獸の種類  
 四 捕獲等をしようとする年月日  
 五 環境大臣又は都道府県知事は、第二項の申請をしようとする者に対し前項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

**第十四条** 環境大臣又は都道府県知事は、法第十二条第三項の規定による制限をした区域の名称を認めることとする。

**第十五条** 前項の承認証(以下この条において「承認証」という。)の様式は、様式第二の二のとおりとする。

**第十六条** 前項の承認証を受けた者は、承認証を失しそう又は承認証が滅失したときは、承認証の交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に申請をして承認証の再交付を受けることができる。

**第十七条** 前項の規定による承認証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日  
 二 承認証の番号  
 三 承認証を亡失し、又は承認証が滅失した場合には、書面をもって遲滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

**第十八条** 承認証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第七項の申請をした場合は、この限りではない。

**第十九條の二** 法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獸の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獸の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

(農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獸の捕獲等の報告)

**第二十条** 第十三条第一項の規定により環境大臣又は都道府県知事の許可を要しない捕獲等又は採取等は、農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ずする捕獲等又は採取等とする。

(国指定鳥獸保護区における指定管理鳥獸捕獲等事業の結果の報告)

**第二十一条** 第十三条第一項の規定により環境大臣が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業は、國の機関が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業を、國の機関が管理する区域内において、當該國の機関が該区域を管理するために必要な措置があると認めるときに実施することができる。

(指定管理鳥獸捕獲等事業を実施しようとする國の機関の確認)

**第二十二条** 法第十四条の二第五項前段の規定による國の機関が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業は、國の機関が該区域を管理するために必要な措置があると認めるときに実施することができる。

**第二十三条の四** 法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする國の機関は、實施しようとする指定管理鳥獸捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

二 前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

三 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

四 夜間銃猟をする者及び周辺地域への注意喚起の方法

五 住民の安全の確保のために特に必要な措置

(夜間銃猟の実施方法及び実施体制)

**第二十四条** 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認を受けようとする認定鳥獸捕獲等事業者は、次項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めることは、次に掲げるものとする。

二 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めることは、次に掲げるものとする。

三 夜間銃猟の実施区域

四 夜間銃猟の実施方法及び実施体制

五 住民の安全の確保のために特に必要な措置

(夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面を添えなければならない)。

動きを止め若しくは鈍らせ、法定獵法以外の方法により捕獲等をする方法

(対象狩猟鳥獸の捕獲等の承認の申請等)

(農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獸又は鳥類の卵)

取等をすることがやむを得ない鳥獸又は鳥類の卵)

方法により捕獲等をする方法  
**十四 キジ笛を使用する方法**  
**十五 Syrmaticus soemmerinius colchicus (ヤマドリ) 及び Phasianus colchicus (キジ) の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法**  
 (捕獲等の禁止等)

**第十三条の二** 法第十二条第三項の規定による制限は、当該制限を行う区域の名称及び期間並びに承認する者の数を定めて行うものとする。

**第十二条** 法第十二条第三項の承認を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事に承認の申請を提出して行うものとする。

**第十三条の三** 前項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、狩猟者登録証の写しを添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日  
 二 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獸の種類  
 三 捕獲等をしようとする対象狩猟鳥獸の種類  
 四 捕獲等をしようとする年月日  
 五 環境大臣又は都道府県知事は、第二項の申請をしようとする者に対し前項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることがある。

**第十四条** 環境大臣又は都道府県知事は、法人であつて、認定鳥獸捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るために必要な組織を有し、委託しようとする指定管理鳥獸捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。

**第十五条** (指定管理鳥獸捕獲等事業を委託することができる者)

**第十六条** 法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、法人であつて、認定鳥獸捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るために必要な組織を有し、委託しようとする指定管理鳥獸捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。

**第十七条** 法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、捕獲等をした鳥獸を当該捕獲等をした場所に放置することによつて、指定管理鳥獸捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であつて、銃弾があつては非鉛弾を使用し、放置した鳥獸又は放置した鳥獸が誘引した鳥獸等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする。

**第十八条** 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認を受けようとする認定鳥獸捕獲等事業者は、次項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 夜間銃猟に係る確認等

**第十九條の四** 法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする國の機関は、實施しようとする指定管理鳥獸捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 夜間銃猟の実施区域

二 夜間銃猟の実施方法

三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制

四 夜間銃猟をする者及び周辺地域への注意喚起の方法

五 住民の安全の確保のために特に必要な措置

(夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面を添えなければならない)。

二 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面

都道府県知事は、第一項の確認を受けようとか必要と認める書類の提出を求めることができる。（指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等）

**第十三条の九** 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び実施区域

三 指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日

四 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第九項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び実施区域

三 指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日

四 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二の三のとおりとする。

五 従事者証の番号

六 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した事情

七 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があったときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第五項の申請に届け出た者とみなされた者は、従事者証を亡失した

者があるときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第三号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第四号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める事項は、従事者証を受けた都道府県知事名（法第十四条の二第七項の規定による委託を受けた者）にあっては、従事者証の交付を受けた都道府県知事名及び委託した都道府県又は国の機関の名称（指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び捕獲等をしようとする鳥獣の種類とする）。

前項の申請書には、捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面を添えなければならない。

法第十四条の二第九項の規定による指定猟法の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。（指定猟法禁止区域指定の届出）

**第十四条** 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により指定猟法禁止区域の指定をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 指定猟法の種類

二 指定猟法禁止区域の名称

三 指定猟法禁止区域の区域

四 指定猟法禁止区域の区域に編入しようとする土地及び水面の面積

五 指定猟法禁止区域の存続期間

六 指定猟法許可証の交付を受けた者（氏名、住所、職業及び生年月日）

七 指定猟法許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

八 指定猟法許可証は、法第十五条第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその旨を記載した届出書を、環境大臣に提出しなければならない。

法第十五条第一項の規定による従事者証の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二 指定猟法の種類

三 前号の指定猟法によらなければならぬ理由

四 捕獲等をしようとする目的、期間及び区域

五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量

六 学術研究を目的として、捕獲等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法

七 前項の申請書には、捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面を添えなければならない。

法第十五条第七項において読み替えて準用する法第九条第七項の指定猟法許可証の様式は、様式第三のとおりとする。

法第十五条第七項の規定による指定猟法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

二 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した事情

三 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した

者があるときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

法第十五条第二項の規定は、前二項の届出書について準用する。この場合において、第十二条の規定により、同項第三号に該当することとなつた場合は

第一項中「捕獲等の禁止等を行ふ」とあるのは「指定猟法禁止区域の」と読み替えるものとする。

**第十五条** 法第十五条第四項ただし書の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第三号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第四号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

法第十五条第四項ただし書の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十五条第二項第三号に該当することとなつた場合は、この限りでない。

（指定猟法の申請等）

申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

**第十六条** 法第十五条第四項の規定による従事者証は、法第十五条第十四項の規定による従事者証の提出を認めることとする。

**第十七条** 法第十六条第一項の環境省令で定める猟具は、かすみ網とする。

（使用禁止猟具の届出）

（使用禁止猟具の販売又は頒布の届出）

**第十八条** 法第十六条第二項第三号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該使用禁止猟具が輸出用のものであることを証する書面を添えて、これを環境大臣に提出して行うものとする。

一 届出者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 使用禁止猟具の種類並びに構造及び材質の概要

三 販売又は頒布（以下「販売等」という。）の相手方の住所、氏名、職業及び生年月日（相手方が法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに販売等の時期

四 販売等の数

五 輸出の仕向地及び時期

（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれがある場合）

**第十九条** 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥獣の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合

二 過失がなくして捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥獣の卵を農地又は林地に放置する場合

四 漁業活動に伴つて意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放放出する場合（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等）

申請書は、法第十八条の二の認定（以下単に

「認定」という。)を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

法第十八条の二第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員(代表者を含む。以下同じ。)及び次条に規定する事業管理責任者(以下「役員等」という。)の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

三 次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類

イ 次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合(口に掲げる場合を除く。)あつては、その旨を証する書類

ロ 申請者が地方公共団体である場合であつては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他の申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃獵の実施に係る安全管理規程を含む。)

五 次条に規定する事業管理責任者が第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面

六 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者(以下「捕獲従事者」という。)の狩猟免状の写し

七 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする許可証の写し(当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可に係る許可証の写し)を含む。

八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類

九 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の内容及び時間を記した書類(イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類)

イ 鳥獣の捕獲等(夜間銃獵を除く。)をす

る際の安全管理に関する講習(以下「安全管理講習」という。)

ロ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするため必要な技能及び知識に関する講習(以下「技能知識講習」という。)

ハ 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃獵をする際の安全管理に関する講習(以下「夜間銃獵安全管理講習」という。)

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)

十三 役員等が第十九条の八第三号イからへままでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に係る責任者(以下「事業管理責任者」とい

う。)を、自己の役員又は雇用する者(認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、その職員)の中から選任しなければならない。

法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(安全管理体制に係る認定基準等)

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図(緊急時の連絡方法を含む。)

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項(第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。)

ハ 鳥獣捕獲等事業の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項(第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。)

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)

十三 役員等が第十九条の八第三号イからへままでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に係る責任者(以下「事業管理責任者」とい

う。)を、自己の役員又は雇用する者(認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、その職員)の中から選任しなければならない。

法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(安全管理体制に係る認定基準等)

一 次に掲げる事項を記載した夜間銃獵の実施基準等

二 事業従事者(第一項第六号に該当する者を除く。)は、第一項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

三 事業従事者(第一項第六号に該当する者を除く。)は、前項第五号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

四 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあつては、銃器を使用する捕獲従事者が前号に規定する安全管理規程を有すること。

五 事業従事者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、獵具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識を有する者については、この限りでない。

六 事業従事者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識(心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。)を有するこ

と。

七 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項(視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。)

八 夜間銃獵をする際の安全の確保のための連絡方法を含む。

九 開始する事項を記載した夜間銃獵の実施基準等

一 事業従事者(第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃獵をする際の銃器の使用に関する事項を含む。)

二 夜間銃獵をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

三 事業従事者(夜間銃獵に従事する者に限る。第三号において同じ。)の夜間銃獵をす

る。

法第十八条の二第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員(代表者を含む。以下同じ。)及び次条に規定する事業管理責任者(以下「役員等」という。)の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

三 次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類

イ 次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合(口に掲げる場合を除く。)あつては、その旨を証する書類

ロ 申請者が地方公共団体である場合であつては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他の申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃獵の実施に係る安全管理規程を含む。)

五 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

六 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

七 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする許可証の写し(当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可に係る許可証の写し)を含む。

八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

九 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)

十 夜間銃獵をする捕獲従事者の技能が第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)

十三 役員等が第十九条の八第三号イからへままでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に係る責任者(以下「事業管理責任者」とい

る際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。

**三 第十九条の六** 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了すること。

以上の講習を修了していること。

（技能知識に係る認定基準等）

**四 第十九条の七** 都道府県知事は、法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事が、技能知識講習として、鳥獸の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獸の管理、鳥獸の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、五時間以上の講習を修了していくこととする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。

事業従事者（前項に該当する者を除く。）は前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。（事業従事者に対する研修に係る審査）

**五 第十九条の八** 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める事業従事者は、事業管理責任者が、研修計画を定め、隨時必要な改善を図ること。

事業管理責任者が、研修計画を定め、随时必要な改善を図ること。

**六 第十九条の九** 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獸の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

鳥獸捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。（その他の認定基準等）

**七 第十九条の八** 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

申請者が、申請前三年以内に、認定を受けようとする鳥獸捕獲等事業において用いる獣

が告示で定める要件を満たすこと。

（技能知識に係る認定基準等）

**八 第十九条の九** 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獸の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

鳥獸捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。（その他の認定基準等）

のとおりとする。

（技能知識に係る認定基準等）

**九 第十九条の十** 法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（一）法第十八条の七第三項の規定による届出をす

る場合において、当該届出に係る事項が認定証

の変更（捕獲等をする鳥獸の種類又はその方

法の追加に係る変更を除く。）

（二）法第十八条の三第一項第三号に掲げる事項のうち捕獲従事者に係る変更（次のイ及びロ

に掲げるものを除く。）であつて、変後も捕獲従事者の数が第十九条の四第一項第六号及び第十九条の八第五号の基準に適合するこ

とが明らかなるもの

（イ）捕獲従事者の追加に係る変更

（ロ）捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更（変更の認定の申請、基準、認定証等）

**十 第十九条の十一** 法第十八条の七第二項において掲げる事項のうち変更がない事項の記載書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

（一）申請者は、法第十八条の三第二号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

（二）法第十八条の七第二項において掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

（三）法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、法第十八条の七第二項において掲げる事項とする。

（四）法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、法第十八条の七第二項において掲げる事項とする。

（五）法第十八条の七第二項において掲げる書類とする。

（六）第十九条の二第三項及び第十九条の三から第十九条の九までの規定は、法第十八条の七第一項の変更の認定について準用する。

**十一 第十九条の十二** 法第十八条の七第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

（一）申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（二）認定証の番号及び交付年月日

（三）認定証を亡失し、又は認定証が滅失した事情

（四）認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅延なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬこと。

（五）申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

（六）鳥獸捕獲等事業としてする鳥獸の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによつて被る損害に係る損害保険契約であること。

の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十九条の十三 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書（第四項において単に「申請書」という。）は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。

法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、

第十九条の二第一項各号に掲げる書類のほか、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

都道府県知事は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（飼養登録の申請等）

第二十条 法第十九条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係る許可証の番号

登録票は、一羽又は一頭ごとに交付する。

法第十九条第三項の登録票の様式は、様式第五のとおりとする。

法第十九条第六項の規定による登録票の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 登録票の番号

三 登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情

四 登録票の交付を受けた者は、その住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、

名称又は代表者の氏名）を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十五条 法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。

（販売の許可の申請等）

ト 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

ハ 放鳥

二 はく製

（登録個体等の譲受け等の届出）

六 登録票の交付を受けた者は、当該登録票を失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

（登録票の番号）

一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

三 許可を受けようとする事由

都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（法第二十四条第五項の販売許可証の様式は、

様式第六のとおりとする。）

法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

二 販売許可証の番号

三 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情

販売許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

販売許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この

同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十六条 法第二十条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を管轄都道府県知事に提出して行うものとする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

七 登録票の交付を受けた者は、当該登録票を失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を

交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

（登録個体等の譲受け等の届出）

八 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

九 販売の加工

（販売の許可の申請等）

十 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

十一 販売の食用

（販売の許可の申請等）

十二 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

十三 販売の放鳥

（販売の許可の申請等）

十四 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

十五 販売のはく製

（販売の許可の申請等）

十六 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

十七 販売のロ鑑賞

（販売の許可の申請等）

十八 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

十九 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合

二十 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

二十一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合

| 備考                             | 科                    |                          |                                  |                                    |                                    |                            |                                 |                                  |                                 |                                |                                |                                |
|--------------------------------|----------------------|--------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|                                | あとり                  |                          |                                  | 二 哺乳綱                              |                                    |                            | 三 いぬ科                           |                                  |                                 | 四 ほおじろ科                        |                                |                                |
| りす科                            | (一) いたち              | (二) ねこ目                  | Vulpes<br>(キツネ)                  | Nyctereutes<br>occyonoides<br>(タヌ) | Erethizon<br>mephitis<br>(ミヤマホオジロ) | Emberiza<br>urata<br>(ノジコ) | Emberiza<br>personata<br>(コイカル) | Emberiza<br>sulphurata<br>(ホオジロ) | Emberiza<br>sulphurata<br>(エジカ) | Emberiza<br>sulphurata<br>(オシ) | Emberiza<br>sulphurata<br>(オシ) | Emberiza<br>sulphurata<br>(オシ) |
| Pettawriista<br>(ムササビ)<br>ンリス) | Sciurus<br>is (キタリス) | Sciurus<br>lis (ニホンカモシカ) | Capricornis<br>crispus (ニホンカモシカ) | Mus mus (イタチ)                      | Mus mus (シベリアイタチ)                  | Mus mus (アナグマ)             | Mus mus (アナグマ)                  | Mus mus (アナグマ)                   | Mus mus (アナグマ)                  | Mus mus (アナグマ)                 | Mus mus (アナグマ)                 | Mus mus (アナグマ)                 |
| coenrys<br>(ムササビ)<br>leu       | vulgaris             | vulgaris                 | capricornis                      | mustela                            | mustela                            | meles                      | meles                           | mustela                          | mustela                         | mustela                        | mustela                        | mustela                        |
|                                |                      |                          |                                  |                                    |                                    |                            |                                 |                                  |                                 |                                |                                |                                |

|  |   |
|--|---|
| 三 鳥類の卵 各種鳥類の卵 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種(同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。)の卵を除く。)の卵を除く。第二十七条第三号において同じ。)               | 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。                                       |
| (適法捕獲等証明書の交付の申請等)  | 二 鳥獸の加工品区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げる種の次に表の下欄に定める加工品                            |
| 第二十六条 法第二十五条第二項の規定による法捕獲等証明書の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。  | 二 鳥獸又は鳥類の卵の種類及び加工品についてはその品名   |
| 一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  | 一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)                           |
| 四 輸出の仕向地及び時期   | 四 輸出を行おうとする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)                    |
| 五 捕獲等又は採取等をした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の住所及び氏名)   | 五 捕獲等又は採取等をした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の住所及び氏名)                          |
| 六 及び現品の検査を受けることを希望する年月日及び場所  | 六 及び現品の検査を受けることを希望する年月日及び場所   |
| 七 前項の申請書には、環境大臣又は都道府県知事が当該申請に係る捕獲等又は採取等について法第九条第七項の許可証を交付している場合、又は都道府県知事が当該申請に係る捕獲等について法第六十条の狩獵者登録証を交付している場合にあっては、その旨を環境大臣又は都道府県知事が証する書面を添えなければならない。 | 七 前項の申請書には、環境大臣又は都道府県知事が当該申請に係る捕獲等又は採取等について法第二十五条第四項の規定による適法捕獲等証明書の番号 |
| 式は、様式第七のとおりとする。  | 式は、様式第七のとおりとする。   |
| 法第二十五条第三項の適法捕獲等証明書の様式は、様式第七のとおりとする。  | 法第二十五条第三項の適法捕獲等証明書の様式は、様式第七のとおりとする。                                   |
| 三 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。   | 三 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。                              |
| 等証明書が滅失した事情  | 等証明書が滅失した事情   |

|  |   |
|--|---|
| 5 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)              | 5 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 6 その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。   | 6 その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。                              |
| 7 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくそれを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその | 7 適法捕獲等証明書の交付を受けた者は、それを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくそれを        |
| 7 申請書を環境大臣に提出して行うものとする。  | 7 申請書を環境大臣に提出して行うものとする。                             |
| 7 証明書を添付すべき鳥獸等)  | 7 証明書を添付すべき鳥獸等)                                     |

| 科         | 科         | 科        | 科        | 科         | 科       | 科         | 科         | 科              | 科          | 科        | 科        | 科        |
|-----------|-----------|----------|----------|-----------|---------|-----------|-----------|----------------|------------|----------|----------|----------|
| ひたき       | めじろ       | うぐいす     | ひばり      | ら科        | しじゅうか   | (四) すずめ目  | (三) たか目   | (二) かも目        | (一) きじ目    | 一 鳥綱     | 一 鳥綱     | 一 鳥綱     |
| ヒタキ       | メジロ       | ウグイス     | ヒバリ      | カラ科       | アカウラ    | Accipiter | Poecile   | Aix galericula | Syrmaticus | Soe      | Soe      | Soe      |
| Turdus    | Zosterops | Cettia   | Alauda   | Periparus | Poecile | Accipiter | Ille      | ta (オシドリ)      | merriami   | ingi     | ingi     | ingi     |
| Luscinia  | nigricans | alaudina | arvensis | varius    | varius  | montanus  | fujiyamai | ta (オシドリ)      | rinnungii  | merriami | merriami | merriami |
| ge (コマドリ) | akah      | ja       | diphone  | ater      | ater    | gent      | ama       | ta (オシドリ)      | ringi      | ingi     | ingi     | ingi     |



|         |  |  |
|---------|--|--|
|         | emberiza sulphurata  | 備考<br>(特定輸入鳥獣の標識)<br>括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。   |
| 第二十九条の三 | 法第二十六条第一項の標識の様式は、様式第七の二のとおりとする。<br>(標識の交付の申請等)   | 第二十九条の四 法第二十六条第三項の規定による標識の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。<br>一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)<br>二 特定輸入鳥獣の種類及び数量<br>三 輸入の仕出地<br>四 輸入に係る港又は飛行場及び輸入の年月日<br>五 標識の交付を受けることを希望する年月日<br>六 前項の申請書には、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定により交付された輸入許可書の写し又は同法第二百二条第一項の規定により交付された輸入に係る通関の証明書の写しを添えなければならない。<br>七 標識は、一羽又は一頭ごとに交付する。<br>(標識の取り外しに係る事由)<br>八 環境大臣は、第一項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び前項の書類の写しのほか必要と認める書類の提出を求めることができる。 |
| 第二十九条の五 | 法第二十六条第五項の環境省令で定めるやむを得ない場合は、次のいずれかに該当する事由がある場合とする。<br>一 特定輸入鳥獣が脚の疾患にかかっている場合<br>二 特定輸入鳥獣の脚に外傷がある場合<br>(標識の再交付)   | 二 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)<br>三 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)   |
| 第二十九条の六 | 標識の交付を受けた特定輸入鳥獣を飼養している者は、標識が破損し、又は前項に規定する事が由がやみ特定輸入鳥獣に標識を着けることができることとなつたときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して、標識の再交付を受けることができる。<br>一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)   | 二 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)<br>三 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)   |
| 第三十二条   | 法第二十八条第九項において準用する法第二十五条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。<br>(鳥獣保護区の指定の公告)  | 二 標識の番号<br>三 標識が破損し、又は標識を取り外した事情<br>四 標識の破損に係る前項の申請書には、第二十九条の四第二項の書類の写し、申請に係る特定輸入鳥獣が外国産であることを科学的知見に基づき証する書類及び当該特定輸入鳥獣に係る破損した標識を添えなければならない。<br>五 前項に掲げる事由がやんだことに係る第一項の申請書には、第二十九条の四第二項の書類の写し、申請に係る特定輸入鳥獣の標識を取り外したことを証する獣医師の診断書及び当該特定輸入鳥獣に係る取り外した標識を添えなければならない。<br>(標識の交付に関する手数料の納付)   |
| 第三十三条   | 法第二十八条第九項において準用する法第二十五条第十四項の鳥獣保護区の標識に関する各号に掲げる事項の総覽場所  | 二 鳥獣保護区の名稱<br>三 鳥獣保護区の区域<br>四 鳥獣保護区の存続期間<br>五 鳥獣保護区の保護に関する指針の案   |
| 第三十三条の二 | 法第二十八条の二第一項の環境省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。<br>(保全事業)  | 二 鳥獣の繁殖施設の設置<br>三 鳥獣の採餌施設の設置<br>四 鳥獣の休息施設の設置<br>五 湖沼等の水質を改善するための施設の設置<br>六 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置  |
| 第三十四条   | 法第二十七条の環境省令で定める加工品は、はく製、標本、羽毛製品、毛皮、毛皮製品及び加工した食品とする。<br>(鳥獣保護区指定の届出)  | 二 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置<br>三 鳥獣の休息施設の設置<br>四 鳥獣の繁殖施設の設置<br>五 鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置<br>六 鳥獣の生息地の保護及び整備に支障を及ぼすおそれのある動物の捕獲等   |
| 第三十五条   | 法第二十九条第四項において準用する法第十五回第十四項の特別保護地区の標識に関する必要な事項は、様式第九のとおりとする。<br>(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)   | 二 単木抜伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐<br>三 次に掲げる工作物の設置<br>四 住宅及びこれに附属する工作物<br>五 木の面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所<br>六 自家用管道の送水施設又は自家用発電の送電施設   |
| 第三十六条   | 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七回第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域(以下「特別保護指定区域」という)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)以下「令」という)第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間(以下「指定期間」という)を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。 | 二 その面積が十五平方メートル以内の公衆便所<br>三 その面積が五百メートル以内の歩道<br>四 その高さが三メートル以内であり、かつその長さが五メートル以内の公園遊戯施設<br>五 その面積が十五平方メートル以内の仮設工作物<br>六 その高さが五メートル以内であり、かつその長さが五メートル以内の道路(軌道を含む)の改修のための工作物<br>七 自然木を利用した仮設軽索道<br>八 既存工作物に附属する工作物であつて、その高さが五メートル以内であり、かつその面積が十五平方メートル以内の仮設工作物   |
| 第三十七条   | 環境大臣又は都道府県知事は、特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示  | 二 前項の標識は、様式第十のとおりとする。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参考して、都道府県の条例で定める。<br>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)<br>三 前項の標識は、環境大臣が指定する水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下である鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。<br>四 前項の標識は、環境大臣が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下である鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。<br>五 前項の標識は、環境大臣が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下である鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。   |

イ 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前三号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するため必要な行為

ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するため必要な行為

ハ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川の管理又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の海岸保全区域の管理として行う行為

二 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為

ハ 又は水象の観測を行うために必要な行為（海上保安庁が行う海上における法令の勧告、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為

ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為

チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に定める機関をいう。）の用に於いて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行為

リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財團法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

ヌ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の保安林の通常の管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為

ヌ ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為

ヲ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為

ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ル 特別保護地区における行為の許可申請等

ヌ リ 可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為の場所及びその付近の状況（木竹の伐採にあつては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。）

六 行為の実行方法（令第二条各号に掲げる行為にあつては、その行為の方法）

七 行為の着手及び完了の予定期日

一 行為の場所を明らかにした五万分の一以上の地形図

二 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料

三 行為の実行方法を明らかにした図面

チ 又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に定める機関をいう。）の用に於いて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う

（補償請求）

第四十条 法第三十二条第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳（休猟区の標識）

第四十一条 法第三十四条第六項の休猟区の標識の寸法に関する必要な事項及び同条第七項の標識寸法に関する基準は、様式第十一のとおりとする。（特定猟具であるわな）

第四十二条 法第三十五条第六項の環境省令で定めるわなは、くりりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなとする。（法第三十五条第六項の環境省令で定めた数とする。ただし、都道府県知事は、当該区域の地形その他の理由により必要と認められる場合には、この基準によらないことができる。）

第四十三条 法第三十五条第六項の環境省令で定める基準は、銃器を特定猟具の種類として指定された特定猟具使用制限区域については、当該区域の面積をヘクタールで表した場合の数値を二十で除して得た数とする。ただし、都道府県知事は、当該区域の地形その他の理由により必要と認められる場合には、この基準によらないことができる。（特定猟具使用禁止区域等の標識）

第四十四条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第六項の特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識に関し必要な事項並びに同条第七項の標識寸法に関する基準は、それぞれ様式第十三及び様式第十四のとおりとする。（危険猟法）

第四十五条 法第三十六条の環境省令で定める猟法は、据銃、陷阱その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法とする。

第四十六条 法第三十七条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二 使用しようとする特定猟具の種類

三 捕獲等をしようとする特定猟具使用制限区の名称

四 捕獲等をしようとする年月日

五 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

六 法第三十五条第十二項において準用する法第二十四条第五項の承認証の様式は、様式第十二のとおりとする。

7 承認証は、法第三十五条第十項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

6 承認証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この場合にあっては、その所持につき、申請者

所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 承認証の交付を受けた者は、その氏名又は住

所を変更したときは、二週間以内にその旨を交

付を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

8 麻酔銃を使用して鳥獸の捕獲をしようとする場合にあっては、その所持につき、申請者

|  |   |
|--|---|
| が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉統獣を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済證明書の番号及び交付年月日を含む。）  | 2 |
| 環境大臣は、前項の申請をしようとする者に對し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。  | 3 |
| 法第三十七条第六項の危険獣法許可証の様式は、様式第十五のとおりとする。  | 4 |
| 法第三十七条第七項の規定による危険獣法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。   | 5 |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 危険獣法許可証の番号<br>三 危険獣法許可証を亡失し、又は危険獣法許可証が滅失した事情<br>四 危険獣法許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を環境大臣に届け出なければならない。<br>五 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>六 危険獣法許可証は、法第三十七条第九項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、環境大臣に返納しなければならない。 | 6 |
| （住居集合地域等における麻醉統獣の許可の申請等）   | 7 |
| 第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。  | 8 |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 使用する麻酔薬の名称及び量<br>三 住居集合地域等において麻醉統獣をしなければならない理由<br>四 捕獲等をしようとする期間及び区域   | 9 |

|  |               |
|--|---------------|
| 五 捕獲等をしようとする鳥獸の種類及び数量  | 六 危害の防止のための措置 |
| 七 使用する麻酔銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉統獣を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済證明書の番号及び交付年月日を含む。）   | 7             |
| 環境大臣は、前項の申請をしようとする者に對し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。  | 8             |
| 法第三十七条第六項の危険獣法許可証の様式は、様式第十五のとおりとする。  | 9             |
| 法第三十七条第七項の規定による危険獣法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。   | 10            |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 危険獣法許可証の番号<br>三 危険獣法許可証を亡失し、又は危険獣法許可証が滅失した事情<br>四 危険獣法許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を環境大臣に届け出なければならない。<br>五 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>六 危険獣法許可証は、法第三十七条第九項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、環境大臣に返納しなければならない。 | 11            |
| （住居集合地域等における麻醉統獣の許可の申請等）   | 12            |
| 第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。  | 13            |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 使用する麻酔薬の名称及び量<br>三 住居集合地域等において麻醉統獣をしなければならない理由<br>四 捕獲等をしようとする期間及び区域   | 14            |

|   |    |
|---|----|
| 五 申請者の住所、氏名及び生年月日<br>六 麻酔銃許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。<br>七 麻酔銃許可証は、法第三十八条の二第二項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。 | 15 |
| （狩獵免許の申請等）  | 16 |
| 第四十七条 法第四十条第二号の環境省令で定められた病気は、次に掲げるとおりとする。   | 17 |
| 一 統合失調症<br>二 そううつ病（そうう病及びうつ病を含む。）<br>三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされる）  | 18 |
| （狩獵免許の欠格事由）   | 19 |
| 第四十七条 法第四十条第二号の環境省令で定められた病気は、次に掲げるとおりとする。   | 20 |
| 一 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。<br>二 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていなかった場合にあっては、当該許可に係る許可証の写真（   | 21 |

|  |    |
|--|----|
| 三 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていなかった場合にあっては、当該許可に係る許可証の写真（  | 22 |
| 四 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていなかった場合にあっては、当該許可に係る許可証の写真（  | 23 |
| 五 捕獲等をしようとする鳥獸の種類及び数量  | 24 |
| 六 危害の防止のための措置  | 25 |
| 七 使用する麻酔銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉統獣を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済證明書の番号及び交付年月日を含む。）   | 26 |
| 環境大臣は、前項の申請をしようとする者に對し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。  | 27 |
| 法第三十七条第六項の危険獣法許可証の様式は、様式第十五のとおりとする。  | 28 |
| 法第三十七条第七項の規定による危険獣法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。   | 29 |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 危険獣法許可証の番号<br>三 危険獣法許可証を亡失し、又は危険獣法許可証が滅失した事情<br>四 危険獣法許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を環境大臣に届け出なければならない。<br>五 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>六 危険獣法許可証は、法第三十七条第九項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、環境大臣に返納しなければならない。 | 30 |
| （住居集合地域等における麻醉統獣の許可の申請等）   | 31 |
| 第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。  | 32 |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 使用する麻酔薬の名称及び量<br>三 住居集合地域等において麻醉統獣をしなければならない理由<br>四 捕獲等をしようとする期間及び区域   | 33 |
| 五 捕獲等をしようとする鳥獸の種類及び数量  | 34 |
| 六 危害の防止のための措置  | 35 |
| 七 使用する麻酔銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉統獣を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済證明書の番号及び交付年月日を含む。）   | 36 |
| 環境大臣は、前項の申請をしようとする者に對し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。  | 37 |
| 法第三十七条第六項の危険獣法許可証の様式は、様式第十五のとおりとする。  | 38 |
| 法第三十七条第七項の規定による危険獣法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。   | 39 |
| 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 危険獣法許可証の番号<br>三 危険獣法許可証を亡失し、又は危険獣法許可証が滅失した事情<br>四 危険獣法許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を環境大臣に届け出なければならない。<br>五 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>六 危険獣法許可証は、法第三十七条第九項第一号又は第二号に該当することとなつた場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなつた場合は速やかに、環境大臣に返納しなければならない。 | 40 |
| （狩獵免許の申請等）   | 41 |
| 第四十七条 法第四十条第二号の環境省令で定められた病気は、次に掲げるとおりとする。  | 42 |
| 一 統合失調症<br>二 そううつ病（そうう病及びうつ病を含む。）<br>三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされる）   | 43 |
| （狩獵免許の欠格事由）  | 44 |
| 第四十七条 法第四十条第二号の環境省令で定められた病気は、次に掲げるとおりとする。  | 45 |
| 一 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。<br>二 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていなかった場合にあっては、当該許可に係る許可証の写真（  | 46 |

|  |
|--|
| 規定する免許試験を除く。)について、免許試験を行なう場所及びその期日、免許申請書の提出期間その他必要な事項を公示しなければならない。   |
| 法第四十九条第二号に該当する者(以下この項において「未更新者」という。)に係る免許試験については、前項の規定にかかわらず、未更新者が第四十八条第一項の規定により免許申請書を提出した場合においては、当該免許申請書を受理した管轄都道府県知事は、当該未更新者に対し、免許試験を行う場所及びその期日その他必要な事項を通知するものとする。 |
| (技能試験)<br>第五十三条 法第四十八条第一号の狩猟について必要な技能について行う試験(以下「技能試験」といふ)   |
| 第五十二条 法第四十八条第一号の狩猟について必要な適性について行う試験(以下「適性試験」といふ)   |
| (適性試験)<br>第五十二条 法第四十八条第一号の狩猟について必要な適性について行う試験(以下「適性試験」といふ)は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに用いて行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  |

| 科<br>目 | 視<br>力   | 聽<br>力   | 動<br>能   | 運<br>動  | 力   | 科<br>目  | 視<br>力                             | 聽<br>力                             | 動<br>能                             | 運<br>動                             | 力                                  | 科<br>目                             | 視<br>力                             | 聽<br>力                             | 動<br>能                             | 運<br>動                             | 力                                  | 科<br>目                             | 視<br>力                             | 聽<br>力                             | 動<br>能                             | 運<br>動                             | 力                                  |                                    |                                    |
|--------|--|--|--|---|---|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 合格基準   | 一 網獵免許又はわな獵免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で○・五以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が○・五以上であること。 | 一 網獵免許又はわな獵免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で○・五以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が○・五以上であること。 | 一 網獵免許又はわな獵免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で○・五以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が○・五以上であること。 | 二 第二種銃獵免許又は第二種銃獵免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で○・三以上であり、かつ、一眼でそれぞれ○・三以上であること。ただし、一眼の視力が○・三以上満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が○・七以上であること。 | 二 第二種銃獵免許又は第二種銃獵免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で○・三以上満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が○・七以上であること。 | 二 第二種銃獵免許又は第二種銃獵免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で○・三以上満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野を左右一五〇度以上で、視力が○・七以上であること。 | 三 鳥獵の図画、写真又ははく製を見てその鳥獵の判別を瞬時に行うこと。 |

|                                      |
|--------------------------------------|
| 免許の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行うものとする。 |
|--------------------------------------|

|   |
|---|
| 免許試験(知識試験)<br>第五十四条 法第四十八条第三号の狩猟について必要な知識について行う試験(以下「知識試験」という。)は、記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獵の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法令、獵具、鳥獵並びに鳥獵の保護及び管理に関する知識について行うものとし、その合格基準は、七十パーセント以上の成績であることとする。           |
| (試験の順序等)<br>第五十五条 都道府県知事は、免許試験を行う場合においては、適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、当該適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかつた者に対しても、他の試験を行わないものとする。   |
| 都道府県知事が二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を併せて行う場合において、これら免許試験のうち二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を受ける者について第一種銃獵免許又は第二種銃獵免許に係る適性試験を行つたときは、当該者について当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許に係る免許試験を行つたものとみなす。                                     |
| 都道府県知事が二以上の種類の狩猟免許に係る免許試験を併せて行う場合において、これら免許試験のうち網獵免許及びわな獵免許に係る免許試験のみを受ける者について網獵免許又はわな獵免許に係る適性試験を行つたときは、当該者について当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許に係る適性試験を行つたものとみなす。  |
| (試験の免除)<br>第五十六条 管轄都道府県知事は、狩猟免許の申請者が法第四十九条第一号に該当する者であるときは知識試験(獵具に係るもの除外)を、同条第二号に該当する者であるときは同号の事由がやんだ日から起算して一月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。 |

|   |
|---|
| （免許試験の受験禁止の通知）<br>第五十七条 管轄都道府県知事は、法第五十条第三項の規定により免許試験の受験を禁止したときは、遅滞なく次に掲げる事項を環境大臣に通知するものとする。 |
| 一 当該禁止に係る者の住所、氏名及び生年月日  |
| 二 当該禁止の年月日及びその理由  |
| 三 当該禁止の期間   |
| （免許更新申請書）<br>第五十八条 法第五十一条第一項の免許更新申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。                                 |

|  |
|--|
| （免許更新申請書）<br>第五十九条 管轄都道府県知事は、法第五十一条第二項の適性試験(以下「適性検査」という。)を、毎登録年度一回以上、その登録年度において有効期間が満了する狩猟免許の更新を受けようとする者について行わなければならない。                                    |
| 2 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定は、適性検査と同一の規定で適用する。この場合において、第五十二条第一項中「免許申請書」とあるのは「免許更新申請書」と、第五十五条第一項及び第三項中の「免許試験」とあるのは「適性検査」と、「適性試験」とあるのは「適性検査」と読み替えるものとする。 |
| （狩猟について必要な適性の確認方法）<br>第五十九条の二 法第五十二条第一項ただし書の環境省令で定める方法は、狩猟免許の更新の申  |

請書に、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付させ、その内容を確認することとする。

一 対象となる事業従事者の氏名  
 二 適性を有することを確認した日  
 三 適性を有することを確認した方法及びその結果  
 (狩獣免許の更新)

**第六十条** 管轄都道府県知事は、狩獣免許の有効期間が満了した日の翌日において法第五十一条第三項の規定により当該狩獣免許を更新するものとする。

2 管轄都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、種類及び有効期間が満了する日の異なる二以上の狩獣免許を受けている者が当該狩獣免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩獣免許のうちいづれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩獣免許及び当該有効期間が満了した狩獣免許以外の種類の狩獣免許を更新することができる。

3 管轄都道府県知事は、適性検査又は法第五十条第二項ただし書の規定による確認の結果から判断して、狩獣免許の更新を申請した者が狩獣をすることが支障がないと認めたときは、当該申請者の現に有する狩獣免状と引換えに、新たに狩獣免状を交付するものとする。

4 管轄都道府県知事は、更新に係る狩獣免許の効力が法第五十二条第二項の規定により停止されたりしているときは、前項の規定により新たに交付した狩獣免状にその旨を記載するものとする。

(講習)

**第六十一条** 管轄都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により狩獣免許を受けようとする者に対し、鳥獣の保護及び管理並びに鳥獣の保護及び管理について、三時間以上の講習を行うものとする。

2 前項の講習は、適性検査に併せて行うものとする。

(違反行為等の通知)

**第六十二条** 管轄都道府県知事は、狩獣免許を受けた者が法又は法の規定に基づく命令に違反する行為をしたことを知ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を管轄都道府県知事に通知するものとする。

2 一 違反者の住所、氏名及び生年月日  
 二 違反者が受けている狩獣免許の種類並びに当該狩獣免許に係る狩獣免状の番号及び交付年月日  
 三 当該違反の内容  
 2 管轄都道府県知事は、法第五十二条第二項の規定により狩獣免許の取消し又は停止を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を環境大臣に通知するものとする。  
 一 当該取消し又は停止に係る者の住所、氏名及び生年月日  
 二 当該取消し又は停止の年月日及びその理由  
 三 当該取消し又は停止に係る狩獣免許の種類  
 (狩獣免許の効力停止の記載)

**第六十三条** 狩獣免状の交付を受けた者は、法第五十二条第二項の規定により狩獣免許の効力が停止されたときは、管轄都道府県知事に狩獣免状を提出して狩獣免状にその旨の記載を受けなければならない。

(狩獣免状の返納)

**第六十四条** 狩獣免状は、法第五十四条第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過するまでの間に、同条第三号に該当することとなつた場合は速やかに、管轄都道府県知事に返納しなければならない。

**第六十五条** 法第五十六条第四号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録を受けようとする狩獣免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩獣免許に係る狩獣免状の番号及び交付年月日

二 申請者の職業  
 三 使用しようとする獣具の種類  
 四 狩獣者登録を受けようとする狩獣免許の効力が法第五十二条第二項の規定により停止されたことがある場合にあっては、その期間

五 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る登録を受けようとする者であつて、銃器の所持について申請者が現に銃刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る

六 申請者が備えている第六十七条の要件  
 七 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可の番号及び交付年月日

八 申請前一年以内に、法第九条第一項の許可を受けた者(法第十四条の二第九項の規定により法第九条第一項の許可を受けた者とみなされた者を含む。次号において同じ。)の從事者(法第九条第八項(法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により交付を受けた従事者証(以下この項及び次項において単に「従事者証」という。)に係る従事者であつて、次号に該当しないものに限る。次項第四号において同じ。)として、鳥獣の捕獲等に従事(以下この号において「許可捕獲等に従事」といいう。)した者(申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録を受けていた者)に係る従事者であつて、次号に該当しないものに限る。次項第四号において同じ。)として、鳥獣の捕獲等に従事(以下この号において「許可捕獲等に従事」といいう。)した者(申請前一年以内に、直近期間の第七号該当登録又は直近期間の第八号該当登録についての申請書を提出した日のいづれか遅い方の日から今般の申請に係る申請書を提出するまでの間に許可捕獲等に従事した者)である場合にあっては、その旨を記載するものとする。

九 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である区域を対象とするものに限る。以下この項目において同じ。)を受け、当該許可に係る捕獲等事業としてされた鳥獣の捕獲等に従事した者である場合にあっては、その旨を証する書面(法第五十六条の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。  
 一 前項第六号に規定する要件を申請者が備えていることを証する書面  
 二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚  
 三 前項第七号の規定に該当する者にあっては、許可捕獲等に係る法第九条第七項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第九条第十三項の報告書を記載した書類又はこれに準ずる書類  
 四 前項第八号の規定に該当する者にあっては、従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類  
 五 前項第九号の規定に該当する者にあっては、その捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証書(当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書類をいふ。)、申請前一年以内に登録都道府県知事の登録し、様式第十六の二により作成した証明書(当該認定鳥獣捕獲等事業者が、申請者がその捕獲従事者であることを証する書類をいふ。)、申請前一年以内に登録都道府県知事の登録する区域において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類並びに当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し又はこれに準ずる書面  
 六 登録都道府県知事は、その管轄する区域内に住所を有しない者から登録の申請があつた場合にあっては、その者に対し、前項の資料のほかその者が現に狩獣免許を受けているかどうか及びその効力を確認するため必要と認めるもの提示又は提出を求めることができる  
 七 狩獣免許の交付を受けた者は、管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるため必要があると認められるときは、法第四十六条第二項の規定による狩獣免状の再交付を請求することができる。

|    |  |
|----|--|
| 5  | 法第六十条の狩猟者登録証及び狩猟者記章の様式は、それぞれ様式第十七及び様式第十八のとおりとする。   |
| 6  | 法第六十一条第二項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。  |
| 7  | 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。            |
| 8  | 法第六十一条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。   |
| 9  | 法第六十一条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録都道府県知事に提出して行うものとする。   |
| 10 | 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 狩猟者登録証又は狩猟者記章の番号及び交付年月日<br>三 狩猟者登録証又は狩猟者記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した事情<br>四 変更した年月日               |
| 11 | 狩猟者登録証又は狩猟者記章（法第六十五条第一号又は第二号に該当することとなつた場合は、狩猟者登録証に限る。）は、法第六十五条第二号に該当することとなつた場合に届け出なければならない。ただし、前項の申請をされた場合は、この限りでない。 |
| 12 | 次条第三項第一号に掲げる区別に係る登録を受けた者は、その登録に係る狩猟免許について  |

|    |   |
|----|---|
| 13 | 同一登録年度内において既に同項第一号に掲げる区別に係る登録を受けたときは、当該登録に係る狩猟者登録証及び狩猟者記章を、速やかに交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。<br>一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日<br>二 狩猟者登録証の番号及び交付年月日<br>三 変更しようとする事項                  |
| 14 | 前項の申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚を添えなければならない。   |
| 15 | 法第六十六条の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数（前項の規定により狩猟者登録証を返納した者にあつては、当該返納した狩猟者登録証に係るものとす）を報告するものとする。  |
| 16 | 第六十六条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類の（狩猟者登録の方法等）  |
| 17 | 第六十七条 狩猟者登録は、狩猟免許の種類の別、狩猟をする場所の区分別及び前条第一項第七号、第八号又は第九号の規定に該当する者であるか否かの別ごとに行うものとする。   |
| 18 | 第一種銃猟免許を受けた者が空氣銃を使用する、前項の規定にかかるわらず、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を行うものとする。ただし、当該第一種銃猟免許を受けた者が当該狩猟者登録に係る場所において、装薬銃及び空氣銃を使用する、前項の規定に係る狩猟者登録をする場合に係る狩猟者登録を行うものとする。                        |
| 19 | 第一項の狩猟をする場所の区分別は、次のとおりとする。  |
| 20 | 一 都道府県の区域の全部<br>二 都道府県の区域のうち放鳥獣区の区域   |
| 21 | 登録都道府県知事は、法第五十七条第一項各号に掲げる事項のほか狩猟者登録の申請に係る狩猟免許を与えた都道府県知事名を登録するものとする。   |
| 22 | （狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件）   |
| 23 | 第六十七条 法第六十七条第一項の規定による通知は、登録を抹消すべき事由が生じた日以後速やかに、当該者の住所及び氏名、当該者に行つた狩猟免許の種類、当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日、登録を抹消すべき事由が生じた年月日並びに当該事由について行うものとする。（登録等の通知）                           |
| 24 | 第七十条 法第六十二条第三項の環境省令で定めることと表示する事項）   |
| 25 | 第六十九条 前条の鳥獣保護区等の区域を示す図面の様式は、様式第十九のとおりとする。   |
| 26 | 第六十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を行ったときは、その管轄する区域内における指定獵法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び獵行つたときは、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数（前項の規定により狩猟者登録証を返納した者にあつては、当該返納した狩猟者登録証に係るものとす）を報告するものとする。 |
| 27 | 法第六十六条の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別の員数（前項の規定により狩猟者登録証を返納した者にあつては、当該返納した狩猟者登録証に係るものとす）を報告するものとする。  |

|    |   |
|----|---|
| 28 | （鳥獣保護区等の図面の交付）  |
| 29 | 第六十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を行つたときは、その管轄する区域内における指定獵法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び獵行つたときは、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数（前項の規定により狩猟者登録証を返納した者にあつては、当該返納した狩猟者登録証に係るものとす）を報告するものとする。 |
| 30 | 第六十九条 前条の鳥獣保護区等の区域を示す図面の様式は、様式第十九のとおりとする。   |
| 31 | 第七十条 法第六十二条第三項の環境省令で定めることと表示する事項）   |
| 32 | 第六十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を行つた日以後速やかに、当該者の住所及び氏名、当該者に行つた狩猟免許の種類、当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日、登録を抹消すべき事由が生じた年月日並びに当該事由について行うものとする。（登録等の通知）   |
| 33 | 第七十一条 法第六十七条第一項の規定による通知は、登録を行つた日以後速やかに、当該者の住所及び氏名、当該者に行つた狩猟免許の種類、当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日、登録を抹消すべき事由が生じた年月日並びに当該事由について行うものとする。（登録等の通知）                                   |
| 34 | 第七十二条 法第六十八条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に係る事項を記載した書面を添え、これを都道府県知事に提出して行うものとする。（獵区設定手続）   |
| 35 | 第七十三条 法第七十条第一項の環境省令で定めることと表示する事項）   |
| 36 | 第七十四条 法第七十条第二項の獵区の標識は、様式第二十のとおりとする。   |
| 37 | 第七十五条 令第三条第八号の規定により獵区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。   |
| 38 | （獵区の標識）   |
| 39 | 第七十六条 法第七十条第二項の獵区の標識は、様式第二十のとおりとする。   |
| 40 | 第七十七条 法第五十八条第三号の環境省令で定める危害の防止に係る要件は、前条第一項に基づく適切な区分に従い狩猟者登録を受けることとする。  |
| 41 | 一 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであつて、保険金額が三千万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。   |

|    |   |
|----|---|
| 42 | 二 設定する日が属する登録年度及び翌登録年度における狩猟鳥獣の保護施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事業計画 |
| 43 | 三 開猟日数  |
| 44 | 二 入猟申込者数及び入猟者数  |
| 45 | 三 鳥獣の種類別の捕獲等の数  |

|   |
|---|
| 2 猿区設定者は、法第七十三条第一項又は第二項の規定により猿区の維持管理に関する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。<br>(証明書の様式)                               |
| 第七十七条 法第七十五条第五項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。<br>(法の適用除外となる鳥獸)   |
| 第七十八条 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獸のうち、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獸は、次の表に掲げる鳥獸とする。   |
| 科名 種名<br>動物界 Rattus norvegicus<br>哺乳綱 nezumi科 Mus musculus (ハツカネズミ)<br>Rattus rattus (クマネズミ)<br>Mus musculus (ハツカネズミ)<br>M. musculus (ハツカネズミ) |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。   | 備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。   | 備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。   | 備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。   |
| 2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獸のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護又は管理がなされている鳥獸は、次の表に掲げる鳥獸以外の海棲哺乳類とする。 | 2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獸のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護又は管理がなされている鳥獸は、次の表に掲げる鳥獸以外の海棲哺乳類とする。 | 2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獸のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護又は管理がなされている鳥獸は、次の表に掲げる鳥獸以外の海棲哺乳類とする。 | 2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獸のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護又は管理がなされている鳥獸は、次の表に掲げる鳥獸以外の海棲哺乳類とする。 |
| (一) ねこ科  | あしか科   | あざらし科  | あざらし科  |
| Zalophus japonicus (ゼラフサ)  | Zalophus japonicus (ゼラフサ)  | Phoca vitulina (ゼガタアザラシ)   | Phoca vitulina (ゼガタアザラシ)   |
| Phoca largha (ゴマフアザラシ)   | Phoca largha (ゴマフアザラシ)   | Phoca hispida (ワモンアザラシ)  | Phoca hispida (ワモンアザラシ)  |
| Histrionophoca fasciata (クラカケアザラシ)   | Histrionophoca fasciata (クラカケアザラシ)   |  |  |

|   |   |
|---|---|
| 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。<br>(権限) | 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。<br>(権限) |
| 11 法第三十七条第一項、第二項、第四項から第十五項まで及び第九項から第十一項までに規定する権限              | 十四 法第三十七条第一項、第二項、第四項から第十四項までに規定する権限                           |
| 12 法第三十九条第一項から第三項までに規定する権限                                    | 十五 法第七十五条第一項から第三項までに規定する権限                                    |
| 13 法第三十一条第一項及び第二項に規定する権限                                      | 十六 法第七十五条の二に規定する権限  |
| 14 法第三十七条第一項、第二項、第四項から第十四項までに規定する権限                           | 十七 第七条第三項、第八項及び第十一項から第十七項までに規定する権限                            |
| 15 法第七十五条第六項に規定する権限   | 十八 第十一条の二第二項、第四項、第五項、第六項に規定する権限                               |
| 16 法第七十五条第六項に規定する権限   | 十九 第十五条第三項、第六項及び第七項に規定する権限                                    |
| 17 第七条第三項、第八項及び第十一項から第十七項までに規定する権限                            | 二十 第二十六条第五項及び第六項に規定する権限                                       |

|  |  |
|--|--|
| 2 法の施行の際現に旧法第一条ノ六第一項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十四条第二項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十五条第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限 | 2 法の施行の際現に旧法第一条ノ六第一項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十四条第二項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十五条第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限 |
| 3 第二条 法の施行の際現に改正前の鳥獸保護及狩猟二閑スル法律(以下「旧法」という)第一条ノ五第五項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十二条第二項の規定により都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。  | 3 第二条 法の施行の際現に改正前の鳥獸保護及狩猟二閑スル法律(以下「旧法」という)第一条ノ五第五項の規定により都道府県知事がしてゐる禁止又は制限は、法第十二条第二項の規定により都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。  |
| 4 第四条 法第十九条第一項、第二項、第四項、法第十一条第一項、第三項に規定する権限   | 4 第四条 法第十九条第一項、第二項、第四項、法第十一条第一項、第三項に規定する権限   |
| 5 第五条 法第七条の三第四項(法第七条の四第三項において準用する場合を含む)及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限                                 | 5 第五条 法第七条の三第四項(法第七条の四第三項において準用する場合を含む)及び同条第五項及び第七項に規定する権限   |
| 6 第六条 法第十四条の二第三項に規定する権限  | 6 第六条 法第十四条の二第三項に規定する権限  |
| 7 第七条 法第十五条第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限   | 7 第七条 法第十五条第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限   |
| 8 第八条 法第二十五条第二項及び第四項から第七項までに規定する権限   | 8 第八条 法第二十五条第二項及び第四項から第七項までに規定する権限   |
| 9 第九条 法第二十六条第三項及び第四項に規定する権限  | 9 第九条 法第二十六条第三項及び第四項に規定する権限  |
| 10 第十条 法第二十八条の二第五項に規定する権限  | 10 第十条 法第二十八条の二第五項に規定する権限  |
| 11 第十一条 法第二十九条第七項(同項に規定する許可に係る部分に限る)、第八項及び第十項に規定する権限   | 11 第十一条 法第二十九条第七項(同項に規定する許可に係る部分に限る)、第八項及び第十項に規定する権限   |
| 12 第十二条 法第三十条第一項から第三項までに規定する権限   | 12 第十二条 法第三十条第一項から第三項までに規定する権限   |



|   |   |
|---|---|
| (施行期日)  | 第一条 この省令は、平成二十四年九月十五日より施行する。  |
| (経過措置)  |   |
| 第二条   | この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |
| 附 則 (平成二十五年六月一四日環境省令第一七号)   | (施行期日)  |
| 第一条 この省令は、平成二十五年九月十五日から施行する。  |   |
| 第二条   | この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |
| 附 則 (平成二十五年九月一〇日環境省令第二二号)   | (施行期日)  |
| この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。   |   |
| 附 則 (平成二十五年九月一〇日環境省令第二三号) 抄   | (施行期日)  |
| この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。   |   |
| (損害保険契約に関する経過措置)  |   |
| 第二条   | この省令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十九条の二及び第十九条の二の二の認定を受けている者は、この省令の施行の際現に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の認定を受けている者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に同条の認定を受けたものとみなす。 |
| 二項第十四号中、「損害保険契約書の写し」とあるのは、「同じ。」又は「共済事業（狩猟に関する事業を行う一般社団法人又は一般財團法人であつて保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ（七）に規定する認可特定保険業者が行う共済事業をいう。以下この号において同じ。」と、被保険者」とあるのは、「被保険者又は被共済者」と、申請者が」とあるのは、「損害保 | 第一条 この省令は、平成二十五年九月十五日から施行する。  |

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| (施行期日)  | 第一条 この省令は、平成二七年二月一〇日環境省令（施行期日）抄 |
| この省令は、平成二十七年五月二十九日から施行する。   |                                 |
| 附 則 (平成二七年九月一〇日環境省令第二二号)  | (検討)                            |
| この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の様式により使用されている書類等は、新規則の様式によるものとみなす。 |                                 |
| 附 則 (平成二七年九月一〇日環境省令第二三号) 抄  | (検討)                            |
| この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の様式により使用されている書類等は、新規則の様式によるものとみなす。 |                                 |

|   |   |
|---|---|
| (施行期日)  | 第一条 この省令は、平成二八年一月十五日から施行する。   |
| (認定鳥獣捕獲等事業者に関する経過措置)  |   |
| 第二条   | この省令の施行の際現に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の認定を受けている者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に同条の認定を受けたものとみなす。 |
| この場合において、当該認定を受けたものとみなされる者に係る認定の有効期間は、施行日ににおけるその者に係る同条の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。 |   |
| 附 則 (平成三〇年四月三日環境省令第八号) 抄  | (施行期日)  |
| この省令は、平成三〇年六月一日から施行する。  |   |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 1  | 第一条 この省令は、令和四年七月一五日環境省令第一二号 |
| (施行期日)   |                             |
| 2  | この省令は、令和四年九月十五日から施行する。      |
| (経過措置)   |                             |
| 附 則 (令和四年七月一五日環境省令第一二三号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。         |                             |
| 附 則 (平成三〇年五月七日環境省令第一二四号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令は、令和四年九月十五日から施行する。                         |                             |
| 附 則 (平成三〇年五月三日環境省令第一二五号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令は、令和五年一月三十日から施行する。                         |                             |
| 附 則 (令和二年一〇月三日環境省令第一二六号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令は、令和元年十一月十四日から施行する。                        |                             |
| 附 則 (令和二年一〇月三日環境省令第一二七号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令は、公布の日から施行する。                              |                             |
| 附 則 (令和二年一二月二八日環境省令第一二八号) 抄                    | (施行期日)                      |
| この省令は、公布の日から施行する。                              |                             |
| 附 則 (令和三年四月一九日環境省令第一二九号) 抄                     | (施行期日)                      |
| この省令は、令和三年七月十五日から施行する。                         |                             |
| (第一項の規定に基づき法第十八条の二の認定を受けたものとみなされた者及び前項の規定による。) |                             |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 1                       | 第一条 この省令は、令和四年七月一五日環境省令第一二号  |
| (施行期日)                  |  |
| 2                       | この省令は、令和四年九月十五日から施行する。   |
| (経過措置)                  |  |
| 第三条                     | この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 |
| 2                       | この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。                                    |
| 附 則 (令和六年四月一六日環境省令第一九号) | (施行期日)   |
| この省令は、公布の日から施行する。       |  |
| 別表第一                    | 動物界<br>一 鳥綱<br>（二） きじ目   |
| 別表第一                    | 希少鳥獸（第一条の二関係）  |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| (二) かも科 (ウズラ)  | L a g o p u s<br>i c a (ライチョウ)<br>C o t u r n i x<br>A n s e r f a b a l i s<br>A n s e r r a p o n i c a<br>A n s e r i o s e r (ヒンクイ)<br>A n s e r e r y t h r o p u s<br>A n s e r r a c a e r u l e s c e n s<br>A n s e r e r y t h r o p u s (カ<br>リガネ) | m u t a<br>j a p o n<br>j a p o n   |
| (二) かも目 (二)    | きじ科 (ウズラ)   | i c a (ヒメクロウミツバメ)<br>C i c c o n i a<br>b o y c i a n a |
| (六) こうのとり目 (六) | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h   | O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h   |
| (七) かつおどり目 (七) | う科 とり科 (アカシカツオドリ)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| (八) ぱりかん目 (八)  | さぎ科 とり科 (アカシカツオドリ)  | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| (九) つる目 (九)    | さぎ科 とり科 (アカシカツオドリ)  | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| (一〇) ちどり目 (一〇) | 科 くいな つる科 とき科 う科  | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| すみすめ科          | 科 かもめ ちどり たまし たばめ   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| うみすめ科          | 科 かもめ ちどり たまし たばめ   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| きつつ科 (二四)      | 科 うそう ふつぼう ふくろ  | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| きつつき目          | 科 うそう ふつぼう ふくろ  | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| うみづみ           | 科 あほう (五)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (四)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (三)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (二)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (一)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (五)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (四)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (三)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (二)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (一)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (五)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (四)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (三)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (二)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |
| 科 みずなり         | 科 はと科 (一)   | i s (ヒメクロウミツバメ)<br>O c e a n o d r o m a<br>m o n o r h  |



| しご科  | (六)                      | からす   | からす   | からす   | からす                    | からす               | からす               | からす                     | からす                     | からす                     | からす                   | からす                   | からす                   | からす                   |                       |                       |                       |                       |
|--|--------------------------|---|---|---|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 科  | (六)                      | すずめ目  | o (ヤマシギ)  | Gallinago   | Scolopax               | Corypha           | Corypha           | Corypha                 | Corypha                 | Corypha                 | Corypha               | Corypha               | Corypha               | Corypha               |                       |                       |                       |                       |
| くま科<br>ぐま科<br>あらい                                | くま科<br>ぐま科<br>あらい        | 科いたち<br>ねこ科<br>ねこ科  | 科いたち<br>ねこ科<br>ねこ科  | いぬ科<br>二 哺乳綱<br>(二)ねこ目  | いぬ科<br>二 哺乳綱<br>(二)ねこ目 | 科すずめ<br>り科<br>むくど | 科すずめ<br>り科<br>むくど | 科ひよど<br>り科<br>ひよど       | 科からす<br>(ミヤマガラス)<br>からす | 科からす<br>(ミヤマガラス)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす |                       |                       |                       |                       |
| キノワグマ<br>ユラヌス<br>マヌス<br>アーチビベタヌス<br>(ヒグマ)<br>(ツ) | アーチビベタヌス<br>(ヒグマ)<br>(ツ) | P.<br>M.<br>N.<br>M.<br>M.<br>C.<br>V.<br>Ca.<br>M.<br>C.<br>F.<br>I.<br>Y.<br>N.<br>O.<br>E.<br>O.<br>M.<br>S.<br>I.<br>M.<br>C.<br>V.<br>M.<br>P.<br>L.<br>U.<br>P.<br>I.<br>T.<br>T.<br>F.<br>U.<br>M.<br>L.<br>I.<br>A.<br>R.<br>S.<br>C.<br>A.<br>T.<br>C.<br>O.<br>M.<br>D.<br>G.<br>C.<br>P.<br>S.<br>H.<br>L.<br>Y.<br>C.<br>M.<br>E.<br>A.<br>B.<br>C.<br>D.<br>E.<br>F.<br>G.<br>H.<br>I.<br>J.<br>K.<br>L.<br>M.<br>N.<br>O.<br>P.<br>Q.<br>R.<br>S.<br>T.<br>U.<br>V.<br>W.<br>X.<br>Y.<br>Z. | P.<br>M.<br>N.<br>M.<br>M.<br>C.<br>V.<br>Ca.<br>M.<br>C.<br>F.<br>I.<br>Y.<br>N.<br>O.<br>E.<br>O.<br>M.<br>S.<br>I.<br>M.<br>C.<br>V.<br>M.<br>P.<br>L.<br>U.<br>P.<br>I.<br>T.<br>T.<br>F.<br>U.<br>M.<br>L.<br>I.<br>A.<br>R.<br>S.<br>C.<br>A.<br>T.<br>C.<br>O.<br>M.<br>D.<br>G.<br>C.<br>P.<br>S.<br>H.<br>L.<br>Y.<br>C.<br>M.<br>E.<br>A.<br>B.<br>C.<br>D.<br>E.<br>F.<br>G.<br>H.<br>I.<br>J.<br>K.<br>L.<br>M.<br>N.<br>O.<br>P.<br>Q.<br>R.<br>S.<br>T.<br>U.<br>V.<br>W.<br>X.<br>Y.<br>Z. | P.<br>M.<br>N.<br>M.<br>M.<br>C.<br>V.<br>Ca.<br>M.<br>C.<br>F.<br>I.<br>Y.<br>N.<br>O.<br>E.<br>O.<br>M.<br>S.<br>I.<br>M.<br>C.<br>V.<br>M.<br>P.<br>L.<br>U.<br>P.<br>I.<br>T.<br>T.<br>F.<br>U.<br>M.<br>L.<br>I.<br>A.<br>R.<br>S.<br>C.<br>A.<br>T.<br>C.<br>O.<br>M.<br>D.<br>G.<br>C.<br>P.<br>S.<br>H.<br>L.<br>Y.<br>C.<br>M.<br>E.<br>A.<br>B.<br>C.<br>D.<br>E.<br>F.<br>G.<br>H.<br>I.<br>J.<br>K.<br>L.<br>M.<br>N.<br>O.<br>P.<br>Q.<br>R.<br>S.<br>T.<br>U.<br>V.<br>W.<br>X.<br>Y.<br>Z. | 科すずめ<br>り科<br>むくど      | 科すずめ<br>り科<br>むくど | 科ひよど<br>り科<br>ひよど | 科からす<br>(ミヤマガラス)<br>からす | 科からす<br>(ミヤマガラス)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす   | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす | 科からす<br>(ハシボソ)<br>からす |

| じやこシン                 | うねこし目                 | 科                     | うねこし                  | 科                     |                       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| Paguma                | larvata               | (ハクビ                  |                       |
| 科<br>し<br>か<br>科      | さ<br>か<br>科           | 科<br>し<br>か<br>科      | さ<br>か<br>科           | 科<br>し<br>か<br>科      |                       |
| (二)                   | うし目                   |
| 科<br>い<br>の<br>し<br>科 |
| 科<br>う<br>ね<br>こ<br>科 |
| 科<br>う<br>ね<br>こ<br>科 |
| 科<br>う<br>ね<br>こ<br>科 |
| 科<br>う<br>ね<br>こ<br>科 |

様式第1(第7条第6項関係)  
(裏面)

|   |  |   |  |                     |  |   |  |
|---|--|---|--|---------------------|--|---|--|
| 第 年 月 日                                 |  | 12.5cm                                  |  | 第 年 月 日             |  | 12.5cm                                  |  |
| 備                                       |  | 8.8cm                                   |  | 備                   |  | 8.8cm                                   |  |
| 許 (鳥獣の捕獲等又は島嶼の羽の採取等)<br>業者 大 佐 (都道府県知事) |  | 第 所<br>表<br>示<br>文<br>件<br>名<br>(法人の名称) |  | 第 年 月 日<br>(代表者の氏名) |  | 第 所<br>表<br>示<br>文<br>件<br>名<br>(法人の名称) |  |
| 鳥獣等の種類及び数量                              |  | 鳥獣等の種類及び数量                              |  | 鳥獣等の種類及び数量          |  | 鳥獣等の種類及び数量                              |  |
| 目的                                      |  | 目的                                      |  | 目的                  |  | 目的                                      |  |
| 方法                                      |  | 方法                                      |  | 方法                  |  | 方法                                      |  |
| 捕獲等又は採取等の状況<br>の記載欄                     |  | 捕獲等又は採取等の状況<br>の記載欄                     |  | 捕獲等又は採取等の状況<br>の記載欄 |  | 捕獲等又は採取等の状況<br>の記載欄                     |  |
| 備考                                      |  | 備考                                      |  | 備考                  |  | 備考                                      |  |

※ 1 用紙の大きさは、必ず各所に印字がある通り、25cm×17.5cmにして、40枚までに限り表示に携帯できるようにすること。  
2 每年6月の最初の申請書面には、捕獲等をした場所又は採取等をした場所の名称と、該所に在する公務員の氏名を記載すること。  
3 既存の捕獲等又は採取等の結果欄には、島嶼保護区等の区域を示す記載をマッシュ添付すること。  
4 告示欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて( )書きするなどその旨を明示すること。

(裏面)

|                                       |  |                                       |  |                                       |  |                                       |  |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|
| 第 年 月 日                               |  | 12.5cm                                |  | 第 年 月 日                               |  | 12.5cm                                |  |
| 備                                     |  | 8.8cm                                 |  | 備                                     |  | 8.8cm                                 |  |
| 告 告 告 告                               |  | 告 告 告 告                               |  | 告 告 告 告                               |  | 告 告 告 告                               |  |
| 捕獲等又は<br>鳥獣等の捕<br>獲等又は<br>採取等した<br>場所 |  | 捕獲等又は<br>鳥獣等の捕<br>獲等又は<br>採取等した<br>場所 |  | 捕獲等又は<br>鳥獣等の捕<br>獲等又は<br>採取等した<br>場所 |  | 捕獲等又は<br>鳥獣等の捕<br>獲等又は<br>採取等した<br>場所 |  |

様式第2  
(第七条第9項関係)

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 様式第2(第7条第9項関係)                     |  |
| 12.5cm                             |  |
| 第<br>年<br>月<br>日<br><br>折<br><br>目 | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>従事者名<br>証<br><b>農業大臣</b><br>(都道府県知事) |
| 日                                  | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>従事者名<br>証<br><b>農業大臣</b><br>(都道府県知事) |
| 12.5cm                             |  |

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

1 従事者は、島嶼の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならぬが、かつ、他人に使用させなければならない。  
 2 従事者は、団若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は島嶼保護管理員その他の関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。  
 3 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失った日から30日以内に、農業大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納し、かつ、捕獲等又は採取等の際にこの届出書を記入しなければならない。

許可証の番号

|               |
|---------------|
| 出人 の 名 称      |
| 島嶼等の種類及び<br>数 |
| 目的            |
| 区域            |
| 方法            |
| 条件            |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 様式第2の2(第11条の2第6項関係)                |   |
| 12.5cm                             |   |
| 第<br>年<br>月<br>日<br><br>折<br><br>目 | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>承認証<br>(対象狩猟島嶼の捕獲等の承認)<br><b>農業大臣</b><br>(都道府県知事) |
| 日                                  | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>捕獲等をする区域の名称<br>捕獲等をする島嶼の種類<br>備考                  |
| 12.5cm                             |   |

備考 1. 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

2. 捕獲場所の欄については、島嶼保護区等の区域を示す図面に記載されたマッシュ番号等を記載すること。

様式第2の2  
(第一11条の2第6項関係)

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 様式第2の3(第13条の9第3項関係)                |   |
| 12.5cm                             |   |
| 第<br>年<br>月<br>日<br><br>折<br><br>目 | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>指定管理島嶼捕獲等事業<br>従事者証<br><b>都道府県知事</b>  |
| 日                                  | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>指定管理島嶼捕獲等事業の内容<br>動植物を実施する都道府県又は島嶼の範囲<br>(委託を受けた場合)<br>出人 の 名 称<br>指定 管理 島嶼 の 種類<br>区 域<br>方 法<br>備 考 |
| 12.5cm                             |   |

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

1 従事者は、島嶼の捕獲等に際しては必ず携帯しなければならぬが、かつ、他人に使用させなければならない。

2 従事者は、団若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は島嶼保護管理員その他の関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

3 許可を受けた者とみなされた者は、この従事者証を、その効力が失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

指定管理島嶼捕獲等事業の内容

様式第2の3  
(第一13条の9第3項関係)

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 様式第3(第15条第4項関係)                    |   |
| 12.5cm                             |   |
| 第<br>年<br>月<br>日<br><br>折<br><br>目 | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>指定 犯法 許可 証<br><b>農業大臣</b><br>(都道府県知事) |
| 日                                  | 有効年月日から<br>期間年月日まで<br>指定 犯法 許可 証<br>備 考                     |
| 12.5cm                             |   |

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。

1 指定犯法許可證は、指定犯法により島嶼の捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならぬが、かつ、他人に使用させなければならない。

2 指定犯法許可證は、団若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は島嶼保護管理員その他の関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

3 指定犯法許可證は、その効力が失った日から30日以内に、農業大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納しなければならない。

様式第3  
(第一15条第4項関係)



## 様式第6（第二4条第3項関係）

## 様式第7（第二6条第3項関係）

## 様式第七の二（第二十九条の三関係）

(裏面)

この登録票は、おりその他の容器に常に着けておくこと。

(正面)

|               |                    |  |  |
|---------------|--------------------|--|--|
| 番号            | 年月日                |  |  |
|               | 有効期間 年月 日から 年月 日まで |  |  |
| 鳥獣名           |                    |  |  |
| 種類            |                    |  |  |
| 登録票<br>(朝美量販) |                    |  |  |
| 都道府県知事        |                    |  |  |

備考 登録票の大きさは、日本産業規格A7とすること。

様式第6(第24条第3項関係)  
(裏面)

|                  |                    |  |  |
|------------------|--------------------|--|--|
| 年月日              | 有効期間 年月 日から 年月 日まで |  |  |
| 販売許可証            |                    |  |  |
| 都道府県知事           |                    |  |  |
| 住所               |                    |  |  |
| 氏名<br>(法人の名称)    |                    |  |  |
| 生年月日<br>(代表者の氏名) |                    |  |  |
| 輸出港及び数量<br>及び包装  |                    |  |  |
| 鳥獣等の所在地          |                    |  |  |
| 販売の事由            |                    |  |  |
| 条件               |                    |  |  |

備考 販売許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(正面)

|   |  |
|---|--|
| 注意事項  |  |
| <p>1. 販売許可証は、販売禁止鳥獣等の販売を行う際に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。</p> <p>2. 販売許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他の関係者が提示を求めたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3. 販売許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。</p> |  |

様式第7(第26条第3項関係)  
(裏面)

Certificate referred to in Article XXV  
Paragraph 3 of the Law concerning  
Protection and Control of Migratory Birds and Hunting Management Law  
Subject : Application for certificate of bonded environment of export.  
To : The Minister of the Environment  
From : Application  
Address :  
The above named company has concluded negotiation of export business on bond under the above mentioned conditions and has arranged the shipment thereof according to the schedule shown below in this application. The company has also obtained the relevant Japanese laws and regulations and the fact that all questions have been lawfully acquired pursuant to the relevant Japanese Laws and Regulations.  
1. Bond certificate No. :  
2. Name of company :  
3. Quantity by a standard :  
4. Marks :  
5. Marks and numbers on shipping packages :  
6. Port of shipment :  
7. Consignee :  
8. Name of buyer :  
9. Address of buyer :  
Certified by \_\_\_\_\_ Date of Certificate \_\_\_\_\_  
The Minister of the Environment \_\_\_\_\_ Applicant \_\_\_\_\_  
Date of Certificate No. \_\_\_\_\_

備考

三 鳥の脚に銛等しないようご注意下さい。

| K    | J    | I    | H    | G    | F   | E   | D   | C   | B   | A   | 区分 | 様式第7の二(第26条第3項関係) |  |
|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------------------|--|
|      |      |      |      |      |     |     |     |     |     |     |    | 形状                |  |
| 25.5 | 22.0 | 17.5 | 13.5 | 9.5  | 6.5 | 5.0 | 3.3 | 2.8 | 2.3 | 2.1 | a  | 十面切削(10面)         |  |
| 1.0  | 1.0  | 1.0  | 1.0  | 1.0  | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | b  | 十面切削(10面)         |  |
| 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 10.0 | 6.5 | 6.5 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | c  | 十面切削(10面)         |  |
| 5.5  | 5.5  | 5.5  | 5.5  | 3.5  | 3.5 | 3.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | d  | 十面切削(10面)         |  |

二 材料は、強化樹脂化皮膜等を施して(アクリル等による)、  
接着剤等で接着する。  
複数の種類の接着剤等による複数の接着剤等による。  
複数の種類の接着剤等による複数の接着剤等による。

## 様式第八（第三十二条関係）

様式第八（第三十二条関係）



備考  
一 制札の表記は必要に応じてよろづやくこと、表記を行ふ場合の  
英文は Wildlife Protection Area である。  
二 本表記用紙の表記は、同種の表記がなされることは法規にいは  
らば認められない。  
三 標柱等の制札に、マル用い表記をなしては、容認に難く、或  
は、色字サイン等の表記をなす場合、あつては、當該  
標柱等に該表記の表示を許さない場合は、この限りで  
ない。



## 様式第九（第三十五条関係）

様式第九（第三十五条関係）

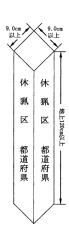


備考  
一 制札の表記は必要に応じてよろづやくこと、表記を行ふ場合の  
英文は Special Protection Area である。  
二 本表記用紙の表記は、同種の表記がなされることは法規にいは  
らば認められない。  
三 標柱等の制札に、マル用い表記をなしては、容認に難く、或  
は、色字サイン等の表記をなす場合、あつては、當該  
標柱等に該表記の表示を許さない場合は、この限りで  
ない。



## 様式第十（第三十七条第一項関係）

様式第十（第三十七条第一項関係）

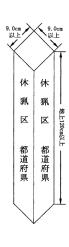


備考  
一 制札の表記は必要に応じてよろづやくこと、表記を行ふ場合の  
英文は Special Protection Area である。  
二 本表記用紙の表記は、同種の表記がなされることは法規にいは  
らば認められない。  
三 標柱等の制札に、マル用い表記をなしては、容認に難く、或  
は、色字サイン等の表記をなす場合、あつては、當該  
標柱等に該表記の表示を許さない場合は、この限りで  
ない。



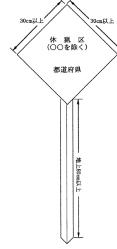
## 様式第十一（第四十一条関係）

様式第十一（第四十一条関係）



様式第12（第42条第3項関係）

制札



88○の部分は法定手帳名（承認用印基）を都道府県事務所が捺印する。  
この印は、射撃訓練等のため、特定の区域で射撃練習等の目的で使用する場合に、その区域の区域内に射撃する人のために、その区域の都道府県事務所が捺印するもの。  
四 四本付の印は、必ずしも同一のものである。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

体調区  
休業区  
禁猟区  
Cure Period Area  
Suspension Area  
Hunting Ban Area

Three○の部分は、被許可者（被認定者）が都道府県事務所で射撃練習等の目的で使用する区域を示すもの。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

Two○の部分は、被許可者（被認定者）が都道府県事務所で射撃練習等の目的で使用する区域を示すもの。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

One○の部分は、被許可者（被認定者）が都道府県事務所で射撃練習等の目的で使用する区域を示すもの。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

Five○の部分は、被許可者（被認定者）が都道府県事務所で射撃練習等の目的で使用する区域を示すもの。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

Six○の部分は、被許可者（被認定者）が都道府県事務所で射撃練習等の目的で使用する区域を示すもの。表記を行う場合は、  
英文から訳すとする。

| 様式第12(第42条第3項関係)   |        |
|--|--------|
| 12.5cm   | 12.5cm |
| 第 年 月 日  |        |
| 年 間  |        |
| 承 認<br>(特定器具使用制限区域における捕獲等の承認)  |        |
| 都道府県知事   |        |
| 8.3cm  |        |
| 日 住 所  |        |
| 姓 名  |        |
| 生 年 月 日  |        |
| 被用する特定器具<br>具の種類   |        |
| 特定器具使用制<br>限区域の名称  |        |
| 多 作  |        |
| 8.3cm  |        |
|  |        |
| 注 意 事 項  |        |
| 1 承認証は、特定器具使用制限区域内で捕獲等を行うに際して必ず携帯しなければならず。かつて、他人に使用させてはならない。         |        |
| 2 承認証は、固若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は県警保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを扣入してはならない。 |        |
| 3 承認証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。                   |        |

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に折りたてるようにすること。

様式第十三（第四十四条関係）

様式第十三(第四十四条関係)

制札



備考 ○の部分には、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
一 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
二 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
三 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
四 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
五 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
六 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

備考 ○の部分は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
一 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

二 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

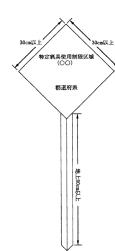
三 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

四 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

五 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

六 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。

備考 ○の部分には、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
一 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
二 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
三 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
四 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
五 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。  
六 本付の印は、被許可者の持つ武器の種類を表記すること。



様式第十四(第四十四条関係)

様式第十四（第四十四条関係）



様式第16の2(第65条第5号関係)

申 令  
認定鳥獣保護等事業者の種別認定者であることと該明書

下記の者は、当該の取扱いを受けるに付けるに於て正しく該明書の規定する認定条件の範囲に規定する認定鳥獣保護等事業において種養等に從事する者であることを認定する。

住所：  
氏名：  
年月日 認定

認定鳥獣保護等事業者名  
(代表者名) 氏名

認定をした都道府県名  
認定の対象年月日  
認定証の番号

(注) この認定書は、本認定書が発行された日から3ヵ月以内に限り有効とする。  
備考：用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

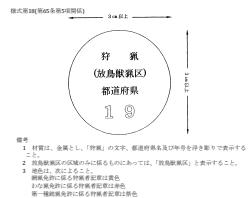
様式第17 (第65条第5項関係)  
(表題)

|   |               |                |     |
|---|---------------|----------------|-----|
| 注意事項  |               | (放鳥執照区)        |     |
| 1 犬飼者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ有効を有しない。<br>2 出張の際には、必ず持票者登録証を携帯し、かつ、持票者記章を胸元又は腰元に附けてなければならない。<br>3 犬飼者登録及び持票者記章は、他人に使用させではなくない。<br>4 国庫に於ける地方公務員の登録がある場合は、都道府県又は島嶼保護管理委員会の登録者登録証並びに持票者記章をあわせたときは又は持票者登録証を交付するときは、これを用いてはならない。<br>5 犬飼者登録証は、持票者登録が有効期間が満了したとき又は持票者登録が有効期間が満了してから3ヶ月以内に、交付を受けた都道府県知事に持票者登録証に返却しなければならない。<br>6 犬飼者登録証の交付を受けた者は、持票者登録が有効期間が満了したとき又は持票者登録が満了してから3ヶ月以内に、交付受けた都道府県知事に持票者登録証等をたぬきの場所及びその施設等をした島嶼の種別別販賣を告白してはいけなければならない。<br>7 送達の際に前欄に所載事項を記入することにより、島嶼の種類及び販賣場所に該当するに付ける場合に、本認定書の適用外である旨及び再交付である旨について、その内容を記載すること。 |               | 03 犬 飼 者 登 録 証 | 写 真 |
| 第 第 第 第 第 第 第   | 号 号 号 号 号 号 号 | 年 月 日          |     |
| 都道府県知事  |               |                |     |
| 住 所   |               |                |     |
| 氏 名   |               |                |     |
| 生年月日  |               |                |     |
| 備 考   |               |                |     |

様式第18 (第65条第5項関係)  
(裏面)

|  |        |        |
|--|--------|--------|
| 届 令                                      | 12.5cm | 12.5cm |
| 種 令 事 項 ( )<br>免許の種類 採育場所 島嶼の種類 島嶼の数量 備考 |        |        |
| 種 令 事 項 ( )<br>免許の種類 採育場所 島嶼の種類 島嶼の数量 備考 |        |        |
| 8.8cm                                    |        |        |

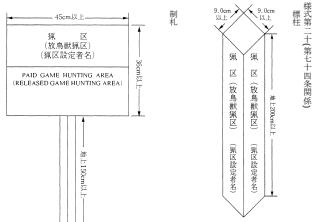
- 1 用紙の大きさは、やわらか伸縮の縫合の縫き、25cm × 17.6cm とし、4つ折り等により容易に携帶できるようにすること。  
 2 放鳥執照区の区域のものにあっては、「放鳥執照区」と表示するに付し、注意事項の申「放鳥執照区」を「放鳥執照区」を「放鳥執照区」で表示すること。  
 3 放鳥執照区の区域のものにあっては、「放鳥執照区」を表示すること。  
 4 犬飼の場所等には、野鳥採育・採育場所及び注意事項、規制第65条第1項第7号、第8号又は第9号に相当する者として持票者登録を受けた場合にあってはその旨、氏名及び住所の変更並びに再交付の場合にあっては持票者登録の取次年月日及び再交付である旨について、その内容を記載すること。  
 5 一般の持票登録のものにあっては、その裏面の各欄の種別別欄の記載は要しない。  
 6 第一種採育免許に係る登録を受けた者のうち、袋罠及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、袋罠又は空気銃を使用して捕獲等をした島嶼については左欄の報告欄に、空気銃を使用して捕獲等をした島嶼については右欄にそれぞれ記入すること。  
 7 採育の場所等についても、島嶼執照区等の区域を示す間に記載されたシルエット番号を記載すること。  
 8 裏面の書き欄についても、現実ににおける状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて( )を記入などその旨を明示すること。



| 様式第一九（第六十九條関係） |   |
|----------------|---|
| 区域区分表          | 表 |

| 様式第一九（第六十九條関係） |   |
|----------------|---|
| 区域区分表          | 表 |

| 様式第一九（第六十九條関係） |   |
|----------------|---|
| 区域区分表          | 表 |



| 様式第二十一（第七十七條関係） |   |
|-----------------|---|
| 区域区分表           | 表 |

| 様式第一十（第七十四條関係） |   |
|----------------|---|
| 区域区分表          | 表 |

| 様式第一九（第六十九條関係） |   |
|----------------|---|
| 区域区分表          | 表 |

